第〇条（在宅勤務手当）

1. 会社は、在宅勤務を許可した従業員に対し、在宅勤務に係る通信費及び電気代を実費弁償するため、在宅勤務手当を支給する。
2. 在宅勤務手当は、在宅勤務日数１日につき、次項で計算した額を支払う。
3. 在宅勤務手当の額は、次の各号の算式により、在宅勤務を行う従業員全員の在宅勤務に係る１日の通信費及び電気代を計算し、その中で各号の合計が一番低い額とする。
①　各通信サービスの基本使用料及びインターネット接続に係るデータ通信量
　　（算式1で算出した額を、一月の在宅勤務をした日数で除した額）
②　電気料金に係る業務使用部分
　　（算式2で算出した額を、一月の在宅勤務をした日数で除した額）
4. 在宅勤務手当の支給を受ける者は、前項の算定に必要な情報を、会社の定める様式により提供しなければならず、この提供がない場合、会社はその者に対し在宅勤務手当の支給を行わない。